（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物						利用方法及び補償金の額	
		当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）				利用方法（複製・翻訳・譲渡）	
No.	題号	著作者名	大学名	年度	方式等	学部等	問題番号	教材名	補償金の額（単位：円）
1	不明	不明	東京大学	2009	前期	全学部	1(B)	直前予想演習　東大英語　問題冊子	1,050
2	不明	不明	東京大学	2009	前期	全学部	1(B)	直前予想演習　東大英語　解答解説冊子	1,050
3	不明	不明	京都大学	2007	前期	全学部	3(1)	直前予想演習　京大英語　問題冊子	1,050
4	不明	不明	京都大学	2007	前期	全学部	3(1)	直前予想演習　京大英語　解答解説冊子	1,050
5	不明	不明	京都大学	2007	前期	全学部	3(2)	直前予想演習　京大英語　問題冊子	1,050
6	不明	不明	京都大学	2007	前期	全学部	3(2)	直前予想演習　京大英語　解答解説冊子	1,050
7	不明	不明	東北大学	2007	前期	全学部	1	直前予想演習　東北大英語　問題冊子	1,050
8	不明	不明	東北大学	2007	前期	全学部	1	直前予想演習　東北大英語　解答解説冊子	1,050
9	不明	不明	東北大学	2007	前期	全学部	2	直前予想演習　東北大英語　問題冊子	1,050
10	不明	不明	東北大学	2007	前期	全学部	2	直前予想演習　東北大英語　解答解説冊子	1,050
								合計	10,500

○文化庁告示第二十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　浪曲炭坑節　不明　左記三①の利用につき一四、二〇七円　左記三②の利用を行う場合、一、〇〇〇部単位につき四、七三六円

二　利用者の住所及び氏名　東京都文京区音羽一丁目二番三号　キングレコード株式会社（代表取締役社長　重村博文）

三　利用方法

①　CD及びカセットテープに、三、〇〇〇部複製し、公衆に譲渡する。

②　①に追加して複製する場合には、一、〇〇〇部単位とする。

右記三②の利用については、平成二十五年三月二十九日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

○文化庁告示第二十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　髙島照子）

三　利用方法　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　一九、九五〇円